

出入国在留管理政策懇談会資料 2

第 1 1 回会合

(永住許可に関するガイドライン改定・
永住者の在留資格の取消しに関するガイドライン策定について)



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency

令和 8 年 9 月 1 6 日
出入国在留管理庁

永住許可に関するガイドライン改定(案)(概要)

外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策

《施策番号 36》永住許可基準について、永住許可を行う趣旨を踏まえた独立生計要件や国益要件についての見直し、日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムを受講することを条件とすることを含めて検討する。

入管法とガイドラインの関係性

入管法上永住許可の要件(第22条第2項)

- 1 素行が善良であること(素行善良要件)
- 2 独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること(独立生計要件)
- 3 その者の永住が日本国の利益に合すると認められること(国益要件)



ガイドラインにおいて、審査に当たって考慮すべき要素についての基本的な考え方を示す。

ガイドライン改定の主なポイント

- 在留資格「永住者」の位置付けについて
 - ・ 「活動・期間の制限が無く、生涯を本邦で過ごすことが想定される最も安定した法的地位」なので、「特に慎重な審査を行う必要」と初めて明記
- 「1 素行善良要件」について：特段変更無し
- 「2 独立生計要件」について
 - ・ 考え方：現在及び将来において、日本人と同等水準以上の経済条件を求めることを明記
 - ・ 収入：世帯人数に応じた日本人世帯の平均収入を上回る水準の額に継続して達しているか(基準の引き上げ)
 - ・ 年金：将来の受給見込額が上記の年収水準で30年間厚生年金に加入していた水準に達しているか(新規追加。なお、不足する場合は補填可能な金融資産も考慮)
- 「3 国益要件」について
 - ・ 考え方：積極的かつ具体的に当該外国人の永住が日本国に利益をもたらす必要があることを明記
 - ・ 公共の負担とならないこと：独立生計要件不要な類型(※)でも、負担となるおそれが現実的であれば消極評価
 - ※日本人、永住者又は特別永住者の配偶者又は子、難民等
 - ・ 日本語能力：CEFR(日本語教育参照枠)・B1相当(自立した言語使用者)を求める
 - ・ 我が国の制度等の理解：理解が乏しい者は消極評価
 - ・ 子の就学：学齢期(義務教育期間)に子を就学させていなければ消極評価
- その他
 - ・ 原則10年在留に関する特例：日本人・永住者の配偶者等については、婚姻期間3年かつ本邦在留期間1年で特例的に認めていたところ、それぞれの期間を5年、3年に伸長
- 適用時期・既存のガイドラインの整理
 - ・ 令和9年4月から(収入に関する要素は本年10月施行)

永住許可に関するガイドライン（案）

第1 総論

- 1 在留資格「永住者」の位置付け
- 2 本ガイドラインの目的

第2 許可要件に関する考え方

- 1 法律上の規定
- 2 法第22条第2項に規定する要件
- 3 素行が善良であること
- 4 独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること
 - (1) 考え方
 - (2) 収入
 - (3) 年金
- 5 その者の永住が日本国の利益に合すると認められること
 - (1) 考え方
 - (2) 法に規定する義務の遵守
 - (3) 公租公課の支払
 - (4) 刑罰法令違反
 - (5) 上陸拒否事由への非該当、上陸許可基準への適合
 - (6) 長期間にわたり我が国社会の構成員として居住していること
 - (7) 公共の負担とならないこと
 - (8) 日本語能力
 - (9) 我が国の制度・ルール等への理解
 - (10) 学齢期の子の就学
 - (11) その他のその者の永住が国益に合するかの判断に資する事情

第3 原則10年在留に関する特例

第4 我が国に貢献した者に対する特例

第5 原則10年在留に関する在留資格「特定活動」の取扱いについて

第6 適用時期・既存のガイドラインの整理

永住許可に関するガイドライン（案）

第1 総論

1 在留資格「永住者」の位置付け

「永住者」の在留資格をもって在留する外国人が有する身分又は地位は、「法務大臣が永住を認める者」（出入国管理及び難民認定法（以下「法」といいます。）別表第二の永住者の項の下欄）であり、永住許可の申請があった場合には、法務大臣が、同法により認められた裁量権に基づき、その許否を判断することとなります。

この判断は、当該外国人の日本語能力、在日経歴及び在留中の一切の行状だけでなく、出入国在留管理を取り巻く国際環境、日本人口の動向、産業界の人材需給の状況、外国人の受け入れが日本社会に与える影響、家族単位での在留の安定などのその他の事情を総合的に考慮した上で、当該外国人の永住が積極的に日本国の利益になるか否かを判断するもので、その性質上、その裁量権の範囲は極めて広範なものです。

もとより在留許可は、我が国に在留を希望する外国人に、その権利に基づかず一定の利益を付与する性格を有するところ、「永住者」の在留資格は、在留活動及び在留期間の制限のない最も安定した法的地位であって、この在留資格が付与された外国人は、その後の生涯を本邦に生活の本拠を置いて過ごすことが想定されていることから、永住許可の許否の判断をするに当たっては、特に慎重な審査を行う必要があります。

また、在留中の活動の内容や在留期間に制限のない「永住者」の在留資格をもって在留できることは、我が国の発展に貢献することが期待できる外国人材と呼び込むためのインセンティブとして位置付けることができ、国際的な人材獲得競争における外国人材の獲得にも資するものと考えられます。

2 本ガイドラインの目的

「永住者」の在留資格は、生涯を本邦に生活の本拠を置いて過ごすことが想定される最も安定した法的地位です。本ガイドラインにより、永住許可の審査に当たって考慮すべき事項についての基本的な考え方を示すことは、永住を希望する外国人や、当該外国人と関係する日本人にとって、永住許可の可否の予見可能性を高めるものであり、また、我が国による高度外国人材の獲得にも資するものと考えられます。

なお、永住許可の許否の判断は、個々の事案における諸般の事情を総合的に考慮して行われるものであり、本ガイドラインは飽くまで審査に当たって考

慮すべき要素についての基本的な考え方を記載したものです。

第2 許可要件に関する考え方

1 法律上の規定

法第22条第2項は、永住許可の要件を次のとおり規定しています。

「法務大臣は、その者が次の各号のいずれにも適合し、かつ、この法律に規定する義務の遵守、公租公課の支払等その者の永住が日本国の利益に合すると認めたときに限り、これを許可することができる。ただし、その者が日本人、永住許可を受けている者又は特別永住者の配偶者又は子である場合にあっては次の各号のいずれにも適合することを要せず、国際連合難民高等弁務官事務所その他の国際機関が保護の必要性を認めた者で法務省令で定める要件に該当するものである場合にあっては第二号に適合することを要しない。

一 素行が善良であること。

二 独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること。」

(注1) 上記のうち「この法律に規定する義務の遵守、公租公課の支払等」の文言は、令和9年4月1日に施行する令和6年の入管法等改正法により追加されたものですが、この文言は従前の本ガイドライン上の記載を法律上の要件として明確化したものであって、同日以前の審査においても考慮されていたものです。

2 法第22条第2項に規定する要件

法第22条第2項の趣旨は、法務大臣は、外国人が、「素行が善良であること」及び「独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること」の要件を満たし、かつ、「その者の永住が日本国の利益に合する」と認めたときに限り、永住許可をすることができることとし、法務大臣の裁量に委ねられている許可要件を明確化しようとするところにあり、外国人が永住許可を受けるためには、

- ・素行が善良であること（素行善良要件）
- ・独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること（独立生計要件）
- ・その者の永住が日本国の利益に合すること（国益要件）

の3つの要件を満たすことが必要となります。

ただし、永住許可を受けようとする外国人が、「日本人、永住許可を受けている者又は特別永住者の配偶者又は子である場合」は、素行善良要件及び独立生計要件への適合が不要となり、「国際連合難民高等弁務官事務所その他の国際機関が保護の必要性を認めた者で法務省令で定める要件に該当するものである場合」又は難民の認定又は補完的保護対象者の認定を受けている者である場合（法第61条の2の14）は、独立生計要件への適合が不要となります。

3 素行が善良であること

法律を遵守し日常生活においても住民として社会的に非難されることのない

い生活を営んでいることをいいます。

例えば、申請者が、日常生活又は社会生活において、違法行為や迷惑行為を繰り返し行っていたと認められるような場合には、この要件に適合しないと評価されます。

4 独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること

(1) 考え方

申請者のこれまでの在留状況、申請時点での収入、将来において見込まれる収入、申請者の有する資産及び技能等に照らし、本邦において、公共の負担となるおそれがなく、かつ、将来においても生計を維持して安定した生活を営むことができると見込まれることをいいます。

具体的には、現在及び将来において自活可能と認められる必要があり、日本人と同等水準以上の経済条件が求められます。

この要件は、原則として同一生計世帯単位で審査を行います。

(2) 収入

原則として、申請時点で、申請者の属する世帯年収の額が、世帯人数に応じた日本人世帯の平均収入を上回る水準（以下「年収水準」といいます。）の額に継続して達しているかを考慮要素とします。

この年収水準における世帯とは、住居及び家計を共にしている人の集まりをいうので、申請者の属する世帯の世帯年収の額は、申請者の年収の額と、同一生計世帯を構成する者の年収の額を合算した額となり（単身世帯の場合は申請者の年収の額がそのまま世帯年収の額となります。）、この世帯年収の額が、世帯人数に応じた年収水準の額に達しているかが考慮要素となります。

ただし、同一生計世帯を構成する者であっても、成人している者等、父母の扶養から外れている者の収入については、父母の収入を算入することなく、年収水準の額に継続して達しているかを考慮要素とします。

また、申請者と同一世帯を構成する者が、申請者を扶養者とする「家族滞在」の在留資格をもって在留する者である場合など、就労を目的とした在留資格（以下「就労資格」といいます。）（注2）ではない在留資格をもって在留している者である場合には、その者は、資格外活動許可を受けて、例外的・限定的に収入を得ることができるに過ぎず、このような収入を世帯年収に算入することは適当ではないため、このような在留資格をもって在留する者の収入の額は、申請者の属する世帯の世帯年収の額に合算する対象とはなりません。

そして、申請者が扶養する親族（外国に住む親族を含みます。）がいる場合には、当該親族が申請者と同居していない場合であっても、申請者の属する世帯人数に加算します。申請者の属する世帯人数が5人以上に及ぶ場合には、世帯人数に応じた年収水準の額に生活費等の増加額分を加算し、申請者

の属する世帯の世帯年収の額が、当該加算後の年収水準の額に達しているかを考慮要素とします。

(注2) 本ガイドラインにおいて就労を目的とした在留資格とは、就労することを目的とする在留資格であって、家族の帯同が認められないなど一定の制約がある「技能実習」、「育成就労」、「特定技能1号」、「企業内転勤」及び一部の「特定活動」（下記第5参照）を除いた在留資格をいう。

(3) 年金

申請時点の年齢、申請時点までを含む加入対象期間全ての年金の加入状況（従前の働き方（自営業、会社員等）、年金加入期間、その期間の平均年収等）及び申請時点の年収から推計される将来において受給可能な年金の見込額（以下「受給見込額」といいます。）が、上記第2の4（2）の日本人世帯の平均収入を上回る年収水準で30年間働き、その期間、厚生年金に加入していた場合において将来受給可能な年金の見込額（以下「受給年金水準」といいます。）に達しているかを考慮要素とします。

受給見込額が受給年金水準に達しない場合であっても、申請時点において、受給年金水準に不足する生活資金を補填可能な金融資産（以下「補填資産」といいます。）を有すると認められるときは、受給見込額が受給年金水準の額に達しているものと評価します。

補填資産は、申請者が年金の受給開始年齢になった時点からの生活資金を補う性質のものであるところ、若年であるほど長期にわたって金融資産が形成可能であることを考慮して、補填資産額の基準は、申請時の年齢に応じたものとし、若年の申請者の場合は、年金の受給開始年齢に近い申請者の場合に比べ、補填資産額の基準は低いものとなります。

受給年金水準及び補填資産額についても、原則として同一生計世帯単位で判断します。配偶者がいる場合には、申請者及び配偶者の受給見込額を合算し、これが、受給年金水準の額に、配偶者が申請者と同期間被扶養者として国民年金の第3号被保険者であった場合において受給可能な年金の見込額を加算した額に達しているかを考慮要素とし、補填資産額もこれに応じて加算します。

5 その者の永住が日本国の利益に合すると認められること

(1) 考え方

上記第1の1で示したとおり、もとより永住許可の可否の判断は、法務大臣の広範な裁量権に基づくものであり、その者の永住が日本国の利益に合するかを考慮するための観点としては、出入国在留管理を取り巻く国際環境、日本人口の動向、産業界の人材需給の状況、外国人の受け入れが日本社会に与える影響、家族単位での在留の安定などの様々なものがあり得ます。

また、これまで、法や当庁策定の各種ガイドライン等において在留許可の判断の際に考慮されていた、我が国の経済・財政、産業、外交、地域社会、

教育、医療、社会福祉、文化・芸術・スポーツ等の各分野の維持・発展への貢献・寄与の程度や、公衆衛生、治安、安全保障上への支障等の程度については、その者の永住が日本国の国益に合するか判断においても考慮要素となり得ます。

そして、国益要件にいう国益に合するものと認められるためには、単に国益に反しないという消極的なものにとどまらず、積極的かつ具体的に当該外国人の永住が日本国に利益をもたらす必要があります。

(2) 法に規定する義務の遵守

中長期在留者が遵守しなければならない住居地届出等の各種届出義務や在留カードの再交付等の取扱いに関する義務(法第19条の7から第19条の16まで)、在留カードの常時携帯義務・提示義務(法第23条)のほか、在留資格で認められた活動以外の活動をしてない・させない義務(法第19条、第73条、第73条の2)など、法が定める我が国の出入国在留管理に必要なとされている義務をいい、これらの義務が遵守されていない場合には消極評価をします。

申請時点で現に義務違反の状態にある場合のみならず、過去の義務違反が判明した場合についても、原則として消極評価をします。

(3) 公租公課の支払

「公租」は、所得税、住民税、法人税、固定資産税等の租税全般をいい、「公課」は、租税以外の負担金(公的医療保険、公的年金等)をいい、これらを適切に支払っていない場合には消極評価をします。

「公課」とは、広く公共の目的で義務的に徴収される性質のものをいいます。

申請時点において公租公課の未納がなかったとしても、過去に滞納処分を受けたことがあるなど、過去において適切に支払っていない状況が認められる場合も、原則として消極評価をします。

この考慮要素については、原則として同一生計世帯単位で審査を行います。

(4) 刑罰法令違反

過去に拘禁刑(懲役、禁錮を含む。)や罰金刑を受けた者、少年法による保護処分(少年法第24条第1項第1号若しくは第3号、第64条第1項第1号、第2号若しくは第3号)を受けている者は、原則として消極評価をします。

(5) 上陸拒否事由への非該当、上陸許可基準への適合

法第5条第1項各号に規定する上陸拒否事由に該当する外国人に対して永住を許可することは相当ではないため、上陸拒否事由に該当する者は消極評価をします。

また、申請時点において現に有している在留資格について、法務省令で定

める上陸許可基準等（注３）に適合していない場合も消極評価をします。

（注３）「法務省令で定める上陸許可基準等」とは、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令」で定める基準のほか、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件」（特定活動告示）又は「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第二の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件」（定住者告示）に該当するとして在留を許可されている場合は、それらの告示で定める要件をいいます。（以下同じ）

（６）長期間にわたり我が国社会の構成員として居住していること

申請時点において、原則として引き続き１０年以上の期間本邦に在留しているかを考慮要素とし、

- ・この在留期間のうち、就労資格又は居住資格をもって引き続き５年以上の期間本邦に在留しているか
- ・申請時点において、現に有している在留資格について、出入国管理及び難民認定法施行規則別表第２に規定されている最長の在留期間をもって本邦に在留しているか（注４）

についても考慮要素となります。

また、これらの期間については、基本的に本邦に居住していることが求められることから、申請時点から過去１０年以内において、合理的な理由なく、一回の出国で半年以上不在とした期間がある場合又は通算して２年６月上不在とした場合は原則として消極評価をします。

（注４）令和９年３月３１日までに申請があった永住許可申請においては、在留期間「３年」を有する者であっても、上記第２の５（６）の「最長の在留期間をもって在留している」ものとして取り扱うこととします。

また、令和９年４月１日以降に申請があった永住許可申請においては、令和９年３月３１日の時点において在留期間「３年」を有しており、その永住許可申請が令和９年４月１日以降に行った初回の永住許可申請で、かつ、令和９年４月１日から当該「３年」の在留期限までの間にその永住許可申請に係る処分を受ける場合に限り、在留期間「３年」を有する者であっても、上記２の５（６）の「最長の在留期間をもって在留している」ものとして取り扱います。

（７）公共の負担とならないこと

ア 国益要件に適合するかの判断に当たっては、申請者の経済的状況等も重要な考慮要素となります。

イ 法第２２条第２項ただし書き又は第６１条の２の１４の適用を受けない者

これらの者は、独立生計要件に適合している必要がありますが、同要

件に適合していると認められる場合には、本要素も積極評価をします。
ウ 法第22条第2項ただし書き又は第61条の2の14の適用を受ける者

これらの者は独立生計要件に適合していることは求められませんが、現に公共の負担となっている場合や、そのおそれが現実的である場合にも、一律に永住許可をすることは、国益に合致するとは言い難いことから、申請者の属する世帯が、現に公共の負担となっている場合や、そのおそれが現実的である状況にあり、そのような場合・状況に至ったことに特段の事情が認められない場合には、消極評価をすることがあります。

エ 本要素については、家族単位での在留の安定や、人道的な配慮の観点重視して総合的に判断します。

(8) 日本語能力

永住許可を受け、今後長年にわたり本邦に生活の本拠を置いて、地域社会に円滑に適応し、社会生活を支障なく過ごすためには、一定水準の日本語能力が求められることから、申請時点において、一定水準の日本語能力を有していることを考慮要素とします。

具体的には、「日本語教育の参照枠」（令和3年10月12日文化審議会国語分科会報告）における日本語能力の熟達度のうち、B1相当レベル以上の日本語能力を有しているかを考慮要素とします。ただし、申請者が下記第3の6から8における高度人材外国人である場合や当該高度人材外国人の家族、学校教育法が規定する初等教育又は中等教育を累計6年以上受けた場合、永住者の子（その子を養育する親がB1相当レベル以上の日本語能力を有しており、かつ、子が本邦で出生した場合に限ります。）など、その者の永住許可申請においては、必ずしも申請者本人にB1相当レベル以上の日本語能力を求める必要性・相当性があるとはいえない場合には、これを考慮要素としません。

(9) 我が国の制度・ルール等への理解

地域社会に円滑に適応せず、問題を引き起こすおそれがある外国人に対して永住許可をすることは相当ではないため、申請者が、我が国の制度・ルール等についての理解が乏しい者や、これらを理解する意欲に欠ける者である場合には、消極評価をします。

具体的には、出入国在留管理庁長官が指定する方法により、「生活・就労ガイドブック」に記載されている事項を中心に、我が国の制度・ルール等を理解しているかの確認を行い、その理解が一定水準以上に達しているかを考慮要素とします。

(10) 学齢期の子の就学

外国人の子供が、我が国の地域社会に円滑に適応し、社会生活を支障なく

過ごすためには、その子に対して我が国の教育を受けさせることが必要であると考えられることから、申請者が学齢期（義務教育の期間をいいます。）にある子を養育する親である場合には、子が小学校又は中学校に通学していること、申請者が学齢期にある者である場合には、申請者が小学校又は中学校に通学していることが求められ、これらを満たすかを考慮要素とします。

(11) その他のその者の永住が国益に合するかの判断に資する事情

その者の永住が国益に合すると認められるかどうかの判断に資する事情が他にあれば、その事情を考慮します。

上記第2の5（1）で示したとおり、永住の許否の判断は、法務大臣の広範な裁量権に基づくものであり、国益に合するかについては、様々な観点からの判断があり得ます。

令和8年1月23日には、外国人との秩序ある共生社会の実現に向け、「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」が決定・公表されました。

そこでは、基本的な考え方として、「我が国の法やルールの中で、国民と外国人の双方が互いに尊重し、安全・安心に生活し、共に繁栄する社会の実現を目指」すとされ、また、「外国人の受入れ環境整備に向けた取組も実施していく必要がある」とされています。

そして、外国人の受入れ・秩序ある共生のために必要な施策として、特定在留カード等の普及促進に向けた積極的な施策、外国人による日本語や我が国の制度・ルール等の学習環境整備等が掲げられていることから、これらの総合的対応策記載の各施策への貢献・寄与についても、その者の永住が日本国の利益に合するかどうかを判断する考慮要素となります。

第3 原則10年在留に関する特例

- 1 日本人、永住者及び特別永住者の配偶者の場合、実体を伴った婚姻生活が5年以上継続し、かつ、引き続き3年以上本邦に在留していること。その実子等の場合は3年以上本邦に継続して在留していること
- 2 「定住者」の在留資格で5年以上継続して本邦に在留していること
- 3 難民の認定又は補完的保護対象者の認定を受けた者の場合、認定後5年以上継続して本邦に在留していること
- 4 構造改革特別区域（以下「特区」といいます。）内において当該特区の特定事業等に従事し、当該事業において我が国への貢献が認められる者の場合、3年以上継続して本邦に在留していること
- 5 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第15項に基づき認定された地域再生計画において明示された同計画の区域内に所在する公私の機関において、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成2年法務省告示第131

号) 第36号又は第37号のいずれかに該当する活動を行い、当該活動によって我が国への貢献があると認められる者の場合、3年以上継続して本邦に在留していること

6 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令(以下「高度専門職省令」といいます。)に規定するポイント計算を行った場合に70点以上を有している者であって、次のいずれかに該当するもの

(1) 「高度人材外国人」(注6)として必要な点数を維持して3年以上継続して本邦に在留していること。

(2) 永住許可申請日から3年前の時点を基準として高度専門職省令に規定するポイント計算を行った場合に70点以上の点数を有していたことが認められ、3年以上継続して70点以上の点数を有し本邦に在留していること。

7 高度専門職省令に規定するポイント計算を行った場合に80点以上を有している者であって、次のいずれかに該当するもの

(1) 「高度人材外国人」として必要な点数を維持して1年以上継続して本邦に在留していること。

(2) 永住許可申請日から1年前の時点を基準として高度専門職省令に規定するポイント計算を行った場合に80点以上の点数を有していたことが認められ、1年以上継続して80点以上の点数を有し本邦に在留していること。

8 特別高度人材の基準を定める省令(以下「特別高度人材省令」といいます。)に規定する基準に該当する者であって、次のいずれかに該当するもの

(1) 「特別高度人材」として1年以上継続して本邦に在留していること。

(2) 1年以上継続して本邦に在留している者で、永住許可申請日から1年前の時点を基準として特別高度人材省令に規定する基準に該当することが認められること。

9 外交・国際交流、社会、経済、文化等の分野において我が国への貢献があると認められる者(下記第4に規定する者)で、5年以上本邦に在留していること

(注5) これらの特例は、在留特別許可又は上陸特別許可を受けた者(上陸拒否事由該当者に限る。)には適用せず、在留特別許可又は上陸特別許可を受けた後、原則どおり引き続き10年以上本邦に在留していることが求められます。

(注6) 「高度人材外国人」とは、ポイント計算の結果70点以上の点数を有すると認められて在留している者が該当し、上記7(1)の「高度人材外国人」とは、ポイント計算の結果80点以上の点数を有すると認められて在留している者が該当し、上記8(1)の「特別高度人材」とは、特別高度人材省令に規定する基準に該当すると認められて在留している者が該当します。

第4 我が国に貢献した者に対する特例

上記第3の9における「我が国への貢献があると認められる者」とは、次のいずれかに該当する者をいい、「貢献がある」と認められた場合、原則10年在留に関する特例を適用するほか、上記第2の5「その者の永住が日本国の利益に合すると認められること」の要件に適合するかの総合評価に際して積極的に考慮します。

○ 日本政府から表彰等を受けた者

例：国民栄誉賞、勲章、文化勲章又は褒章（紺綬褒章及び遺族追賞を除く）

○ 日本政府又は地方自治体から委員等として任命、委嘱等されて公共の利益を目的とする活動をおおむね5年以上行った者であって、その活動により公共の利益への貢献のあった者

○ 国際機関若しくは外国政府又はこれらに準ずる機関から、国際社会において権威あるものとして評価されている賞を受けた者

例：ノーベル賞、フィールズ賞、プリッカー賞

○ 外交使節団又は領事機関の構成員として我が国で勤務し、日本とその者の派遣国との友好又は文化交流の増進に功績があった者

○ 日本の加盟する国際機関の事務局長、事務局次長又はこれらと同等以上の役職として勤務した経歴を有する者

○ 東京証券取引所プライム市場に上場している日本の企業の取締役以上の役職を5年以上務めている又は務めていた者であって、その間の活動により我が国の経済又は産業の発展に貢献のあった者

○ 我が国の経済、産業、社会又は福祉分野において、全国規模の選抜の結果として賞を受けた者であって、これらの分野の発展に貢献のあった者

○ 文学、美術、映画、音楽、演劇、演芸その他の文化・芸術分野における権威あるものとして一般的評価を受けている賞を受けた者であって、これらの分野の発展に貢献のあった者

例：高松宮殿下記念世界文化賞、ベネチア・ビエンナーレ金獅子賞、アカデミー賞各賞

○ オリンピック大会、世界選手権等の世界規模で行われる著名なスポーツ競技会その他の大会の上位入賞者又はその監督、指導者等としてその入賞に多大な貢献があった者で、日本における当該スポーツ等の指導又は振興に係る活動を行っている者

第5 原則10年在留に関する在留資格「特定活動」の取扱いについて

上記第2の5（6）のとおり、申請時点において、原則として引き続き10年以上本邦に在留し、この期間のうち就労資格又は居住資格をもって引き続き5年以上在留していることが求められます。

在留資格「特定活動」については、入国・在留目的に応じて、個々の外国人

ごとに活動内容が指定されるものであるため、この「10年」の期間に算定される活動であるか否か、就労資格に該当するか否かは指定内容によることとなります。

在留資格「特定活動」のうち、どの活動が「10年」の期間に算定される活動であるかについての基本的な考え方、どの活動が就労資格に該当するかについての基本的な考え方及び主な例は次の1及び2のとおりです。

1 「10年」の期間に算定されるかについて

(1) 基本的な考え方

特例的、かつ、一時的に本邦に在留することが認められているものについては、この「10年」の期間に算定しません。

(2) 「10年」の期間に算定されない活動の主な例

- ・継続就職活動
- ・就職内定者
- ・本邦の大学等を卒業して起業活動を行う留学生
- ・難民認定等手続中
- ・本国における情勢不安を理由に本邦への在留が認められている者

2 就労資格に該当するかについて

(1) 基本的な考え方

就労が認められている活動であっても、在留資格として専門的・技術的分野に属するものと評価できない場合や制度上在留期間の更新に制限があるような場合には、就労資格には該当しません。

(2) 主な例

ア 就労資格に該当するもの

(ア) 特定活動告示に規定されている活動

- ・告示6号（アマチュアスポーツ選手）
- ・告示8号（国際仲裁代理）
- ・告示36号（特定研究等活動）
- ・告示37号（特定情報処理活動）
- ・告示46号（本邦大学等卒業者）

(イ) 特定活動告示に規定されていない活動

- ・EPA看護師及びEPA介護福祉士（EPA看護師及びEPA介護福祉士の候補者として在留している期間は含まれません。）

イ 就労資格に該当しないもの

(ア) 特定活動告示に規定されている活動

- ・告示5号及び5号の2（ワーキングホリデー）
- ・告示9号（インターンシップ）

(イ) 特定活動告示に規定されていない活動

- ・本邦の高等学校卒業後に就職した者

第6 適用時期・既存のガイドラインの整理

本ガイドラインの改定は令和9年4月1日以降の申請から適用します。

ただし、上記第2の4（2）及び第2の5（7）は、本ガイドラインの改定日から6か月前の日以降の申請であって、かつ、改定日において申請中である案件にも適用します。

また、本ガイドラインの改定により、「我が国への貢献」に関するガイドラインは廃止します。

永住者の在留資格の取消しに関するガイドライン（案）（概要）

ガイドラインの目的

- 令和6年入管法改正で「永住者」の下記の3つの取消事由を追加（もともとは永住許可申請に虚偽があった場合のみ）。
- 本ガイドラインは、外国人等の予見可能性、入管の処分の公平性、国又自治体による適切な通報の確保を目的として、**法の解釈及び運用指針を明確化し、取消すことなどが想定される具体的事例を例示するもの**
- 前記法改正時の附帯決議で、「ガイドラインの策定・周知」が求められている

取消事由	1. 故意に公租公課の支払をしないこと	2. 入管法上の義務違反	3. 特定の刑罰法令違反
定義	「公租公課」＝租税及び租税以外の公的負担金全般 （例：所得税、住民税、法人税、公的医療・年金保険料等）	入管法上の義務・禁止規定違反 （退去強制事由に該当する場合を除く）	刑法の窃盗、詐欺、恐喝、殺人のほか、危険運転致死傷の罪などの一定の罪
解釈・考え方	<u>支払義務があることを認識しているにもかかわらず、あえて支払をしない場合</u> ▶ 滞納の態様、経緯、滞納後の支払・生活状況等、 本人の事情を総合考慮し、支払意思がないことが明白と認められる場合 ただし、支払をしないことにつき、やむを得ない事情があり、本人に帰責性が認められない場合は該当しない 【取消し】 ※引き続き本邦に在留することが適当でないと認められる ○ 今後も支払をする意思がないことが明らか ○ 滞納額等（滞納額、期間、回数等）が社会通念上看過しがたい 【在留資格の職権変更】 ※取消しの場合以外 「定住者」等の在留資格に職権で変更し、その後の在留期間の更新手続等の中で在留状況を確認	<u>義務・禁止規定を遵守しない場合</u> ▶ 入管法上の義務を履行しないこと ただし、病気や災害といった「 正当な理由 」がある場合は該当しない 【取消し】 ○ 今後も義務を履行する意思がないことが明らか ○ 義務違反の態様が社会通念上看過しがたい	<u>拘禁刑に処せられた場合</u> ▶ いずれの罪も 故意犯 を対象とし、刑期の長短を問わず、拘禁刑の執行が猶予された場合を含む 【取消し】 ○ 犯罪傾向が進んでいると認められる場合
	想定される具体的事例 ・ 催告、滞納処分を行ってもなお納付する意思がない ・ 脱税等による有罪判決、財産隠蔽等の徴収を妨げる不正な行為 × 病気、災害、失業などのやむを得ない事情がある × 催告等に応じて支払う意思を示し、分納や猶予措置を受けている	・ 在留カードの有効期間の不更新、不携帯、提示拒否等 ・ 在留カードの偽変造、他人名義の行使、提供、収受等	・ 前科（施行前含む）があり、更に上記の罪により拘禁刑に処せられた

国又は自治体による通報の考え方等

- 通報は義務ではなく、各取消事由に該当すると思料する場合に、必要かつ可能な範囲の情報を入管へ提供する
- 通報を端緒とし、入管での事実の調査や意見聴取等によって事実関係を正確に把握した上で、法務大臣が取消しの要否等を決定

永住者の在留資格の取消しに関するガイドライン（案）

第1 総論

- 1 永住者の在留資格の取消しについて
- 2 本ガイドラインの目的

第2 各取消事由に関する解釈・考え方について

- 1 「この法律に規定する義務を遵守せず」（入管法第22条の4第1項第8号）
 - （1）入管法上の義務について（定義、具体的な類型等）
 - （2）「この法律に規定する義務を遵守せず」の解釈・考え方
 - （3）「この法律に規定する義務を遵守せず」に該当すると想定される事例
- 2 「故意に公租公課の支払をしないこと」（入管法第22条の4第1項第8号）
 - （1）「公租公課の支払をしないこと」について（定義、具体的な類型等）
 - （2）「故意に公租公課の支払をしないこと」の解釈・考え方
 - （3）「故意に公租公課の支払をしないこと」に該当すると想定される事例
 - （4）その他（滞納額等と取消事由該当性の関係）
- 3 「特定の刑罰法令違反により拘禁刑に処せられたこと」（入管法第22条の4第1項第9号）の解釈・考え方等

第3 在留資格の取消しに係る通報の考え方等について

- 1 基本的な考え方
- 2 「通報」の判断のための確認事項
 - （1）「永住者」の在留資格を有すること
 - （2）いずれかの取消事由に該当すると思料されること

第4 職権変更又は取消しの判断の考え方等について

- 1 基本的な考え方
- 2 各取消事由に係る取消し（在留不可）の判断の考え方
 - （1）入管法上の義務違反（8号）
 - （2）故意に公租公課の支払をしないこと（8号）
 - （3）特定の刑罰法令違反（9号）
- 3 その他本制度の運用に当たって考慮されること

永住者の在留資格の取消しに関するガイドライン（案）

第1 総論

1 永住者の在留資格の取消しについて

「永住者」の在留資格をもって在留する外国人が有する身分又は地位は、「法務大臣が永住を認める者」（出入国管理及び難民認定法（（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第二の永住者の項の下欄））であり、「永住者」の在留資格は、活動・在留期間に制限がなく、永住許可後には（在留期間の更新などによる）在留審査を受ける機会がないことから、永住許可時には満たしていた永住許可の要件を永住許可後に満たさなくなるような場合が一部において見受けられます。しかし、永住許可の要件を満たさないことから在留状況が良好と評価できない一部の悪質な永住者に永住許可を認め続けることは、国民が不安や不公平感を感じる状況を生じさせ、適切に在留している大多数の永住者を含む外国人への不当な偏見につながるおそれがあり、秩序ある共生社会の実現の観点からも適切ではありません。

このように事後的に永住許可の要件を満たさなくなった場合に適切に対応する措置として、令和6年出入国管理及び難民認定法等改正法（以下「改正法」といいます。）により、「永住者」の在留資格を取り消すことができる事由（以下「取消事由」といいます。）として、入管法に規定する義務を遵守しないこと、故意に公租公課の支払をしないこと、特定の刑罰法令違反により拘禁刑に処せられたことが追加されました（改正法による改正後の出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」といいます。）第22条の4第1項第8号及び第9号）。ただし、外国人がこれらの取消事由に該当したことにより在留資格の取消しをしようとする場合であっても、当該外国人が引き続き本邦に在留することが適当でないと認める場合を除き、法務大臣が職権で、「永住者」の在留資格以外の在留資格への変更を許可（以下「職権変更」といいます。）するものとされています（入管法第22条の6）。

また、併せて、国や地方公共団体の職員による在留資格の取消事由に関する出入国在留管理庁（以下「入管庁」といいます。）への通報規定が整備されました（入管法第62条の2）（以下、改正法により追加された取消事由及び通報規定を総称して「本制度」といいます。）。

2 本ガイドラインの目的

入管庁は、改正法の審議における附帯決議を踏まえ、外国人及び関係者の予見可能性及び処分 of 公平性を確保するとともに、国又は地方公共団体の職員による入管庁への通報が適切になされ、本制度が適切に運用されることにより、安全・安心な社会の構築に資することを目的として、本ガイドラインを策定し、公表することとしました（注1）。

なお、在留資格の取消事由に該当するかどうかについては、個々の事案の具体的な状況に応じて判断されるものである上、仮に取消事由に該当するとしても、実際にその取消し等をするかどうかは、取消事由に該当することとなった経緯や、その後の在留状況等を踏まえて判断されることとなるところ、本ガイドラインは、法の解釈指針を可能な限り明確化するとともに、想定される事例を示すものです。

（注1）衆議院・参議院における附帯決議（抜粋）

永住者に対する永住許可の取消及び職権による在留資格の変更を行うおうとする場合には、既に我が国に定住している永住者の利益を不当に侵害することのないよう、定着性及び法令違反の悪質性等の個別事情を厳正に判断するとともに、具体的な事例についてのガイドラインを作成し周知するなど、特に慎重な運用に努めること。

第2 各取消事由に関する解釈・考え方について

1 「この法律に規定する義務を遵守せず」（入管法第22条の4第1項第8号）

（1）入管法上の義務について（定義、具体的な類型等）

入管法第22条の4第1項第8号（以下「8号」といいます）の「この法律に規定する義務」とは、我が国に在留する外国人が遵守すべき入管法上の義務のうち、入管法第9章（罰則）によってその遵守が担保されているものであり、かつ、退去強制事由（入管法第24条各号）に該当しないものを対象としており、中長期在留者に求められている在留カードの携帯義務・提示義務（入管法第23条）や、在留カードの偽変造、偽変造カードの行使・提供・収受などをしない・させない義務（入管法第73条の3）などをいいます。適切な在留管理を行う観点からすると、これらの義務は、いずれも我が国に在留する外国人が遵守すべき基本的な義務であることから、これらの義務を遵守しないことが取消事由として定められています。

（2）「この法律に規定する義務を遵守せず」の解釈・考え方

この法律に規定する義務を「遵守せず」とは、前記（1）の義務を履行しないことをいいます。ただし、義務を履行しないことについて「正当な

理由」があると認められる場合にはこの限りではありません。「正当な理由」がある場合とは、例えば、病気や災害その他の事情により、義務を履行できなかった場合であって、この「正当な理由」があるかどうかは、当該事情に至った経緯や、履行できなかった義務の内容によって個別に判断されることとなります。

なお、過失によって義務に違反することとなった場合でも取消事由には該当することとなります。

(3)「この法律に規定する義務を遵守せず」に該当すると想定される事例

取消事由に該当すると想定される主な事例は次のとおりです。このうち次のウ及びエの事例については、既遂の場合には退去強制事由に該当することとなるため、未遂の場合に取消事由に該当することとなります。

(各項目の関係規定は入管法を指します。)

ア 在留カードの有効期間の更新、紛失等による在留カードの再交付に係る申請義務（第19条の11、第19条の12関係）

在留カードの有効期間の満了や、紛失等により在留カードの所持を失った場合に、有効期間の更新や再交付申請をしなかった場合。この場合、在留カードの携帯義務にも継続的に違反し続けることとなります。

イ 在留カード、旅券の携帯及び提示に係る義務（第23条第1項から第3項関係）

在留カードを携帯しなかったり、在留カードの提示を求められた時に拒否したりする場合。

※ ア、イのような場合において、在留カードの有効期間の更新を失念した場合や、不注意により在留カードを携帯しなかった場合であっても、取消事由には該当することとなりますが、その一度の義務の不履行だけをもって在留資格を取り消すことは想定していません。

ウ 在留カードの偽変造、偽変造又は他人名義の在留カードの行使、提供、収受の禁止（第73条の3、第73条の6）

行使の目的で、在留カードを偽変造しようとしたり、偽変造した在留カードを行使、提供又は収受しようとしたりしてこれらの行為が未遂に終わった場合

エ 退去強制を免れさせる目的で、不法入国者等を蔵匿等することの禁止（第74条の8関係）

不法入国者等であることを知りながら、当局に連行されることを免れさせる目的で、自己が手配したアパート等にかくまうなどして逃走

を助けたり、正規の在留を装わせるために偽変造旅券を提供しようとしたりしてこれらの行為が未遂に終わった場合

2 「故意に公租公課の支払をしないこと」（入管法第22条の4第1項第8号）

（1）「公租公課の支払をしないこと」について（定義、具体的な類型等）

8号における「公租」とは、租税全般をいい、「公課」とは、租税以外の公的負担金をいいます。「公租」の例としては、所得税、住民税、法人税、固定資産税等があり、「公課」の例としては、公的医療保険の保険料（国民健康保険、健康保険等）、公的年金の保険料（国民年金、厚生年金保険）等があります。

また、ここにいう「公租公課」は広く公共の目的で義務的に徴収される性質のものであり、手数料・利用料や、特定の行為に対する制裁としての罰金・過料などはこれに該当しません。例えば、富士山の登下山道に係る使用料や、交通違反による罰金・反則金は、公租公課には含まれません。

また、「公租公課の支払をしないこと」とは、必ずしも、永住者が自ら納税等の義務者となる場合において当該永住者が支払いをしない場合に限られず、例えば、法人に課税等される場合において、当該永住者がその公租公課の支払義務を認識し、その法人を経営又は管理に実質的に関与する立場にありながらあえて支払をしないときは、「公租公課の支払をしないこと」に該当し得ることとなります。

なお、この「公租公課の支払をしないこと」には、実際に滞納が発生している場合に限られず、申告等が必要であることが明白であるにもかかわらず、申告を行わないことなどにより本来支払うべきであった公租公課の支払をしない場合を含みます。

（2）「故意に公租公課の支払をしないこと」の解釈・考え方

「故意に」公租公課の「支払をしない」とは、支払義務があることを認識しているにもかかわらず、あえて支払をしない場合をいいます。あえてその行為をすることを意味する「故意に」との文言が規定された趣旨は、単に公租公課の支払をしていない事実があるだけでなく、支払をしないことが悪質といえる場合に取消事由を限定することにありますので、8号の取消事由に該当するかどうかは、個々の事案の具体的な状況に応じて判断することとなりますが、「永住者」の在留資格をもって在留する者について、収入や資金・財産の状況、公租公課の滞納回数、滞納額、滞納期間、支払状況、滞納発生に至る経緯、滞納発生後の事業や生活の状況等、本人の言動その他の事情を総合考慮し、公租公課の支払意思がないことが明白

と認められる場合が、これに該当すると考えられます（注２）。ただし、支払をしないことにつき、やむを得ない事情があり、本人に帰責性が認められない場合は該当しません。

（注２）永住許可後に許可時の要件をあえて満たさなくなった者については、その在留状況が良好であるとは評価できず、この点は改正法の施行前後において変わるものではないため、永住許可後から改正法の施行前に故意に公租公課の支払をしていないことが改正法の施行後に判明した場合も、８号の在留資格の取消事由に該当することとなります。ただし、改正法の施行前の一時点における事情のみをもって直ちに「永住者」の在留資格を取り消すなどとするものではなく、その後の公租公課の支払状況なども含めて判断されることとなります。

（３）「故意に公租公課の支払をしないこと」に該当すると想定される事例
「故意に公租公課の支払をしないこと」（公租公課の支払意思がないことが明白と認められる場合）に該当すると想定される事例と、該当しないと想定される事例はそれぞれ次のとおりです。

① 該当すると想定される事例

- ア 滞納が長期間に及んでいる場合で、地方公共団体への届出なく転居するなどして所在が不明になっているなどの事情がある場合
- イ 繰り返しの催告、滞納処分を行ってもなお本人が今後納付する意思を明らかにしない場合（督促や催告を受けているにもかかわらず、何ら支払に関する相談をしない場合など）
- ウ 分納や猶予等の措置を受けている場合において、当該分納や猶予の約束の期限までに納付をしないことを繰り返したりした場合
- エ 脱税等により、有罪判決を受けた場合
- オ 滞納処分を免れる目的で、財産の隠蔽等、徴収を妨げる不正な行為を行ったと認められる場合
- カ 永住者が法人の代表その他当該法人の経営及び意思決定に実質的な影響力を有する立場にある場合で、前記ア～オのような事例に該当する場合

② 該当しないと想定される事例

- ア 病気、災害、失業などのやむを得ない事情により支払ができない場合
 - ※ 例えば、事業不振、感染症の流行や災害等による収入変動、DV被害による生活困難、職場等における各種ハラスメントを受けたことを原因とする離職などが考えられます。

イ 催告等に応じて支払う意思を示しており、分納や猶予措置を受けている場合

ウ 生活保護に準じた措置を受けている場合

エ 給与から公租公課が控除されているにもかかわらず、所属企業が当該公租公課を支払っていない場合

(4) その他（滞納額等と取消事由該当性の関係）

「故意に公租公課の支払をしないこと」の該当性の判断においては、公租公課の滞納又は申告を行わなかった額、滞納期間や滞納回数等（以下「滞納額等」といいます。）も考慮されますが、前記（2）の考え方を踏まえて、個々の事案の具体的な状況を総合考慮するものであり、必ずしも滞納額等について一律の基準を定めて判断するものではありません。

3 「特定の刑罰法令違反により拘禁刑に処せられたこと」（入管法第22条の4第1項第9号）の解釈・考え方等

特定の刑罰法令違反とは、入管法第22条の4第1項第9号（以下「9号」といいます。）に掲げられている罪に違反することであり、9号に掲げられている具体的な罪は、刑法の窃盗、詐欺、恐喝、殺人の罪などや自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律に規定されている危険運転致死傷の罪など一定の罪に限られており、いずれも故意犯を対象としています（注3）。これらの罪により「拘禁刑に処せられたこと」は、刑期の長短を問わず、拘禁刑の執行が猶予された場合も含まれます。

（注3）9号に規定する罪

- 刑法：住居侵入（同法第2編第12章）、通貨偽造（第16章）、文書偽造、有価証券偽造、支払用カード電磁的記録、印章偽造（第17章、第18章、第18章の2、第19章）、賭博及び富くじ（第23章）、殺人（第26章）、傷害（第27章）、逮捕及び監禁（第31章）、略取、誘拐及び人身売買（第33章）、窃盗及び強盗、（第36章）、詐欺及び恐喝（第37章）、盗品等に関する罪（第39章）
- 暴力行為等処罰に関する法律：集团的暴行・脅迫・器物毀損、常習的傷害・暴行等（同法第1条、第1条の2、第1条の3）
- 盗犯等の防止及び処分に関する法律：常習特殊窃盗、常習累犯窃盗、常習特殊強盗致傷（同法第2条、第3条、第4条）
- 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律：特殊開錠用具の不法販売・授与、特殊開錠用具の不法所持・指定侵入工具の不法携帯（同法第15条、第16条）
- 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律：危険運転致死傷（無免許運転加重あり）（同法第2条、第6条第1項）
- 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律：指定金属切断工具の隠匿携帯（同法第22条）

第3 在留資格の取消しに係る通報の考え方等について

1 基本的な考え方

入管法第62条の2は、国又は地方公共団体の職員がその職務を遂行するに当たって在留資格取消事由に該当すると思料する外国人を知ったときは、その旨を通報することができることとしています（注4）。

本条は、取消事由のいずれかに該当する疑いのある外国人の通報について規定するものであって、通報する者の守秘義務を解除するための法令上の根拠となるものです。この規定に基づく通報は義務ではなく、通報する者が前記第2の各取消事由に関する考え方などに基づいて、任意に通報するかどうかの判断をし、必要かつ可能な範囲内で情報を提供することとなります。

また、この通報は、特に永住許可後には在留審査を行う機会がない「永住者」の在留資格について、入管庁における在留資格の取消手続の端緒とするとともに、事実の調査等に活用するものです。入国審査官又は入国警備官が通報を受けた場合は、当該外国人からの意見聴取等によって事実関係を正確に把握した上で、取消事由の該当性を判断した上、法務大臣が取消しの可否等を決定することとなります。したがって、通報があったことをもって直ちに当該外国人について取消事由に該当すると判断するのではなく、入管法に基づく調査や当該外国人への意見聴取を通じて、個々の事案の具体的状況を考慮した上で判断を行います（注5）。

以上のとおり、通報は取消手続の端緒等となるものであり、通報の内容や時期により、当該外国人の在留資格を取り消すかどうかの最終的な判断に直ちに影響を与えるものではありませんが、前記（注1）の国会における附帯決議の趣旨も踏まえて、本制度を適切かつ慎重に運用していくためにも、通報する者は下記2の「各確認事項」を十分考慮した上で、通報することが望ましいと考えています。

なお、同条第2項は、通報は書面又は口頭で地方出入国在留管理官署の入国審査官又は入国警備官に対してすることとされており、通報の形式は文書でも口頭でもどちらでも可能ですが、急を要する等の特段の事情のない限り、文書をもってするのが相当です。

（注4）本項における「国又は地方公共団体の職員」は、入管法第62条第2項における「国又は地方公共団体の職員」と同様です。

（注5）法務大臣は、在留資格を取り消そうとするときは、取消事由の有無等の事実関係を正確に把握するために、入管法第22条の4第2項から第4項までの規定や第59条の2の規定により、入国

審査官又は入国警備官に事実の調査を行わせるほか、入国審査官に対象となっている外国人からの意見の聴取を行わせることとなります。

2 「通報」の判断のための確認事項

通報に関する基本的な考え方は前記1のとおりですが、通報の要否を判断する上での具体的な確認事項は次の（1）及び（2）のとおりです。

（1）「永住者」の在留資格を有すること

8号及び9号は、「永住者の在留資格をもつて在留する者が、・・・」と規定しており、取消事由の対象となるのは永住者に限られることから、8号又は9号に該当する疑いがあるとする通報の対象は永住者のみとなります。

ただし、通報に係る入管法第62条の2は、永住者に係る8号及び9号に限らず、入管法第22条の4第1項各号に規定するその他の取消事由についても通報することができると規定しています。したがって、「永住者」以外の在留資格をもつて在留する者について、8号及び9号以外の取消事由に該当すると思料するとして通報することも可能です。

（2）いずれかの取消事由に該当すると思料されること

通報する者は、その通常の職務遂行の中で把握した事実に基づき、前記第2の各取消事由に関する考え方や想定される事例などを踏まえて、いずれかの取消事由に該当すると思料される場合に通報することができるものと考えられます。

例えば、取消事由の一つである「故意に公租公課の支払をしないこと」については、公租公課の一連の徴収手続の中で、度重なる催告や差押えなどの滞納処分を行う過程において把握した事実から、前記第2の2で示した「故意に公租公課の支払をしないこと」の考え方（公租公課の支払意思がないことが明白と認められる場合）に該当する可能性があると考えられた場合には、通報することができると考えられます。

第4 職権変更又は取消しの判断の考え方等について

1 基本的な考え方

本制度において、永住者がその在留資格の取消事由に該当すると判断された場合には、取消事由に該当するに至った経緯やその後の在留状況等を踏まえ、職権変更とするか、取り消すかどうかの判断を行います。そこで本制度では、永住者の我が国への定着性にも配慮し、8号又は9号の取消事由に該当する場合であっても、直ちに在留資格を取り消して出国させる

のではなく、入管法第22条の6に基づき、「当該外国人が引き続き本邦に在留することが適当でないと認める場合」を除き、法務大臣が職権により「永住者」以外の他の在留資格への変更を許可します（職権変更）。この場合、引き続き本邦に在留するにあたって最適な在留資格が付与されることとなりますが、ほとんどの場合は、「定住者」の在留資格への変更を許可することを想定しています。また、職権変更後に永住許可の要件を満たせば、再度永住許可を受けることも可能です。

2 各取消事由に係る取消し（在留不可）の判断の考え方

在留資格を取り消すかは、前記1のとおり、「当該外国人が引き続き本邦に在留することが適当でないと認める」か否かにより判断します。この判断に当たっては、取消事由に該当するに至った経緯に加えて、それまでの在留状況や今後の在留意向などを総合考慮するところ、各取消事由により在留資格を取り消すことが想定される事例等は次の（1）から（3）までのとおりです。

（1）入管法上の義務違反（8号）

8号の取消事由のうち「この法律に規定する義務を遵守せず」に該当する場合については、今後も義務を履行する意思がないことが明らかである場合や、義務違反の態様が社会通念上看過しがたい場合が、取消相当となると考えられます。

例えば、繰り返しの指導にもかかわらず、在留カードの携帯・提示や、有効期間等の必要な更新をせず、その言動等から今後も義務を履行する意思がないと認められる場合が考えられます。また、偽造在留カードを行使しようとしたり、不法入国者等であることを知りながらその逃走を助けようとしたりした場合などには、引き続き在留を認めることが適当でないため、取り消すこととなります。

他方で、当該義務違反に至った経緯等に照らし、今後も在留を認めることが適当でないとは認められない場合には、職権変更とし、「定住者」等の在留資格に変更した上で、当該在留資格に伴う在留期間の更新手続等において引き続き入管法上の義務の遵守状況を確認していくこととなります。

（2）故意に公租公課の支払をしないこと（8号）

8号の取消事由のうち「故意に公租公課の支払をしないこと」に該当する場合については、今後も公租公課の支払をする意思がないことが明らかである場合や、滞納額等（滞納額、滞納期間、滞納回数等）が社会通念上看過しがたいと判断した場合が、取消相当となります。

例えば、単に資力がないという事情だけでなく、今後も支払う意思がな

いことが本人の言動等で明らかである場合や、過去に複数の公租公課に係る滞納を繰り返しており今後も支払うことが見込めない場合のほか、脱税等により有罪となった場合などには、今後も在留を認めることが適当でないため、取り消すこととなります。

他方で、公租公課の支払状況等に照らし、今後も在留を認めることが適当でないとは認められない場合には、職権変更とし、「定住者」等の在留資格に変更した上で、当該在留資格に伴う在留期間の更新手続等において引き続き公租公課の支払状況等を確認していくこととなります。

(3) 特定の刑罰法令違反（9号）

過去の犯歴等から、犯罪傾向が進んでいると認められる場合には、取消相当となります。常習犯人又は累犯者が直ちにこれに該当するわけではなく、例えば、永住許可後（改正法の施行前を含む）に拘禁刑前科（9号で規定している刑罰法令に限りません。）があり、更に同号で規定している刑罰法令により拘禁刑に処せられた場合には、今後も在留を認めることが適当でないため、取り消すこととなります（注6）。

なお、9号に規定する一定の刑罰法令に違反して拘禁刑に処せられた永住者については、その刑の執行が猶予されたとしても、その在留状況は良好ではないと言わざるを得ず、「永住者」の在留資格を認め続けることが適当でないため、初犯であっても職権変更とすることが想定されます。

（注6）拘禁刑には令和4年刑法改正前の懲役・禁錮を含みます。

3 その他本制度の運用に当たって考慮されること

取消相当と判断したとしても、特に家族関係や人道上の配慮の必要性がある場合には、取り消すことはせず、職権変更とする場合もあり得ます。

本制度は、我が国の法やルールを逸脱する行為に対しては、公正かつ厳正に対処するとともに、永住者及びその家族等の我が国への定着性にも十分配慮して運用していきます。